

00705

1 昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第15号

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日(昭和四年四月十五日第三種郵便物)

# 鳥取県公報

◇告示 目次  
指定施業要件指定予定保安林に関する通知

指定施業要件を指定する予定の保安林

鳥取県告示第三百三十号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡八東町、若桜町、智頭町、船岡町、用瀬町、佐治村(以上六ヶ町村について民有林に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと

する。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八東町役場、若桜町役場、智頭町役場、船岡町役場、用瀬町役場、佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十一号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡八東町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと

する。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十二号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
八頭郡八東町(林野庁所管以外の国有林)

二 保安林として指定された目的  
なだれの防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十三号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和

三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡若桜町

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十四号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
八頭郡若桜町

二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十四号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
八頭郡若桜町

二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

- 八頭郡智頭町
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十六号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
八頭郡智頭町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十七号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
八頭郡智頭町(林野庁所管以外の国有林)
- 二 保安林として指定された目的  
なだれの防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、禁止する。
- 2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十八号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
八頭郡船岡町

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭郡森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

- 3 間伐は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第百三十九号**

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡船岡町

- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭郡森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第百四十号**

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定保安林の所在場所
- 八頭郡用瀬町

- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭郡森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

- 3 間伐は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第百四十一号**

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
- 八頭郡用瀬町

- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の崩壊の防備

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭郡森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

- する。
- 3 間伐は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第百四十二号**

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
八頭郡用瀬町(林野庁所管以外の国有林)
- 二 保安林として指定された目的  
なだれの防止

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、禁止する。
- 2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第百四十三号**

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

- 八頭郡佐治村
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第百四十四号**

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡中山町、大山町、西伯町、岸本町、日野郡溝口町、江府町

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及びび樹

種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町、西伯町、岸本町、中山町、溝口町、江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百四十五号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとす。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百四十六号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西伯郡大山町

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとす。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百四十七号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭

和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡中山町

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとす。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百四十八号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡名和町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百四十九号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡淀江町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡伯仙町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び伯仙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十一号



指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
米子市
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする
- 3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十二号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
米子市
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十三号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

境港市(林野庁所管以外の国有林)

二 保安林として指定された目的  
潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十四号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡会見町

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び会見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十五号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和

三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡岸本町

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び岸本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十六号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭

和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡岸本町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び岸本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十七号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭

和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡西伯町

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと  
する。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部  
林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十八号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭

和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において  
準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

三十条の規定により告示する。  
昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡西伯町

二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと  
する。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部  
林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十九号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭  
和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において  
準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

三十条の規定により告示する。  
昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
日野郡溝口町

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部  
林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百六十号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭  
和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において  
準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

三十条の規定により告示する。  
昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
日野郡溝口町(林野庁所管以外の国有林を含む。)

二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと  
する。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部  
林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十一号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容  
の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭  
和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
三十條の規定により告示する。

三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

日野郡江府町

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと  
する。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部  
林務課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十二号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容  
の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭  
和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において  
準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

日野郡江府町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米  
子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと  
する。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部  
林務課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十三号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定で  
あるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年  
法律第六十八号)附則第七條第二項において準用する森  
林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規  
定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡中山町

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとす。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百六十四号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡中山町

- 二 保安林として指定された目的
- 潮害の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとす。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百六十五号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
- 西伯郡名和町
- 二 保安林として指定された目的
- 潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとす。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百六十六号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
- 西伯郡名和町
- 二 保安林として指定された目的
- 名所又は旧跡の風致の保存

三 伐採を禁止する。

- 1 伐採を禁止する。
- 2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百六十七号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡名和町
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百六十八号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡名和町
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百六十九号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡名和町

二 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

伐採を禁止する。

鳥取県告示第百七十号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡大山町
- 二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十一号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十二号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十三号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡大山町宮内字後尾無ヶ原、字田中山、字山裾

二 保安林として指定された目的

字大平、坊領字大内谷、字景平、字白辻

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的
- 3 干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとす。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十四号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡大山町赤松字門野

二 保安林として指定された目的  
干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとす。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十五号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 伐採を禁止する。
- 2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

鳥取県告示第七十六号

林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡大山町長田字大清水、字王平、字孝靈山

二 保安林として指定された目的  
干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとす。



00737

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡淀江町

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百七十九号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定で

あるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡日吉津村

二 保安林として指定された目的  
潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

する。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百七十七号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的  
火災の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百七十八号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。〕  
鳥取県告示第百八十号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

米子市

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

2 その他特別の場合に係る伐採は、次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。〕  
鳥取県告示第百八十一号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

米子市

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

米子市

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

米子市

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

米子市

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第百八十四号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

境港市

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

する。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第百八十五号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

境港市

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第百八十六号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

境港市

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字法勝寺字アサドリ谷山、字大谷山、字狸谷山

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十七号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字伐株字大谷奥

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第百八十八号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡西伯町

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

なだれの防止  
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十九号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所  
西伯郡溝口町
  - 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
      - 3 間伐は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町

鳥取県印刷所  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町

鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町